

平成22年9月30日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命

10月1日より、株式会社りそな銀行・株式会社近畿大阪銀行において

安心たいこ判

(米ドル建) 積立利率変動型個人年金保険(米ドル建)

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、平成22年10月1日より、株式会社りそな銀行・株式会社近畿大阪銀行で、**積立利率変動型個人年金保険(米ドル建)「安心たいこ判(米ドル建)」**(※1)を販売開始いたします。

「安心たいこ判(米ドル建)」は、米ドル建資産で運用する個人年金保険です。

本商品は、運用期間(積立利率保証期間)を3年・5年・6年・10年と複数設定するとともに、運用期間ごとに積立利率を定め、その積立利率により積立金額が増加するしくみの個人年金保険です。そのため、運用期間満了時の年金原資額(米ドル建)は、契約締結時に確定し、一時払保険料相当額を下回ることはありません(※2)。なお、契約締結時の積立利率は、市場金利の動向に応じてタイムリーに毎月2回(1日と16日)設定します。

また、本商品は、さまざまな年金原資額の受取方法を設定するとともに、運用期間を短縮して年金支払いを開始させることができる機能なども有しており、お客さまの多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる自在性に富んだ商品となっています。

第一フロンティア生命は、第一生命グループの一員として、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。

第一フロンティア生命は、第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

※1 「安心たいこ判(米ドル建)」は、りそな銀行・近畿大阪銀行における「積立利率変動型個人年金保険(米ドル建)」の販売名称です。

※2 為替相場の変動による影響があることから、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

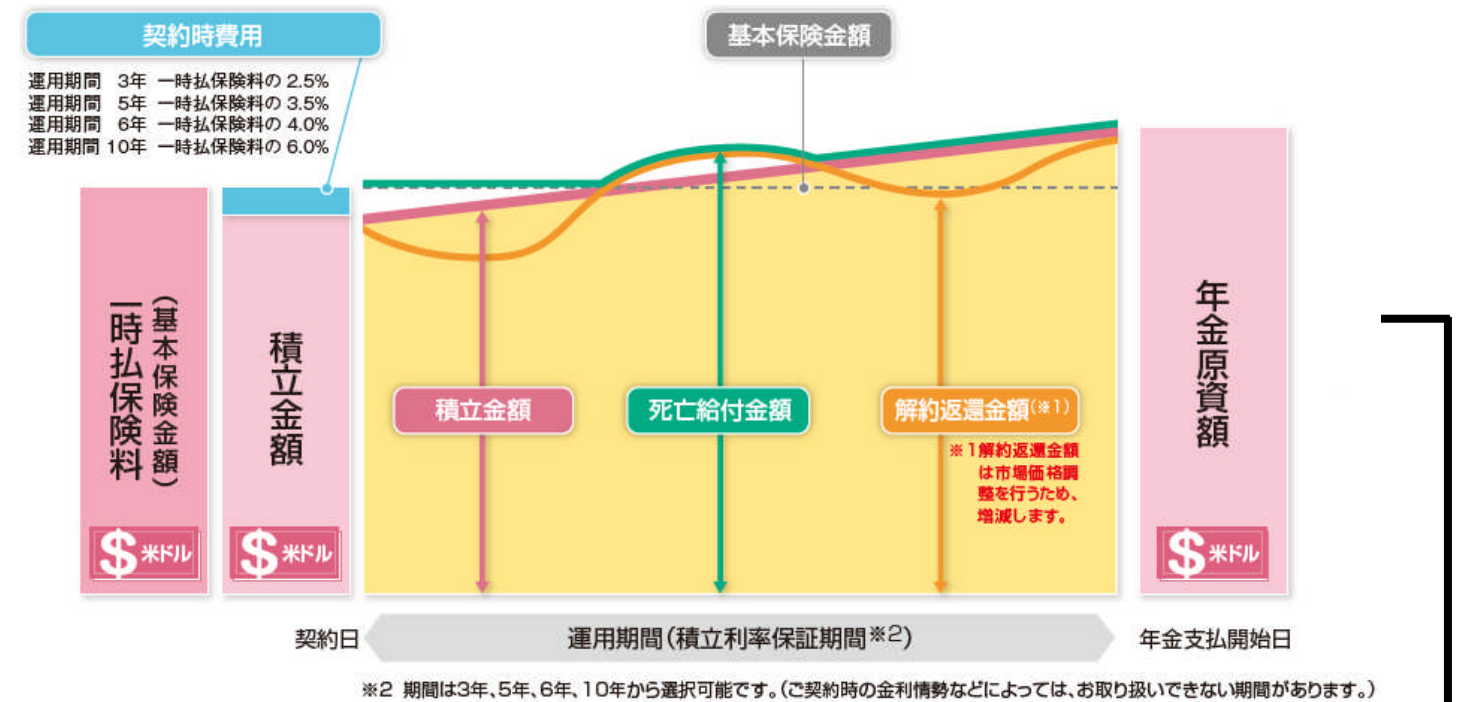
以上

安心たいこ判

(米ドル建)

積立利率変動型個人年金保険(米ドル建)

のしくみと特徴



【ご契約例】 ○米ドルのご資金の場合 米ドルのご入金金額 100,000米ドル 基本保険金額 ○円貨のご資金の場合 円貨のご資金額 為替レート(※1) 900万円÷90円 米ドルのご入金金額 = 100,000米ドル 基本保険金額		運用期間(積立利率保証期間)を選択します。 運用期間=10年の場合 米ドルでの年金原資額は以下のとおりとなります。 積立利率(※2)=3%の場合 年金原資額(1米ドル未満切捨て) 126,328米ドル	円貨でお受取りができます。(円貨支払特約) 円貨支払特約の為替レート(※3) 110円の場合 1,389万円 90円の場合 1,136万円 70円の場合 884万円
---	--	--	--

※1 お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される為替レートの例となります。この商品は一時払保険料を円貨で入金するお取扱いはありません。
 ※2 現在の積立利率は「積立利率のお知らせ」にてご確認ください。
 ※3 「円貨支払特約」の為替レートは為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまにご負担いただいております。
 *上記の為替レート、積立利率、年金原資額などはあくまでも例であり、将来にわたりこれらを示唆あるいは保証するものではありません。

円貨による年金受取の選択は第1回の年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、米ドルで受け取ることはできません。

年金受取

選択

一括受取

運用期間満了時の年金原資額が受け取れます

* 上記しくみ図は積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表したものです。また、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証するものではありません。

1. 米ドル建資産で運用します。

為替相場の変動による影響があることから、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

2. 「円貨支払特約」を付加することにより、年金などを円貨で受け取ることもできます。

「円貨支払特約」により米ドル建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨に換算してお受け取りになる際には、円貨に換算する為替レートに為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。対顧客電信売買相場仲値(TTM)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

3. 年金原資額はさまざまな受取方法から選択できます。

4. 積立利率保証期間を更新(延長)し、最長90歳※まで運用することができます。

※被保険者の年金受取開始年齢

【主なお取り扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	1万米ドル(1 米ドル単位)														
	最高	5億円相当額※ ※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。 * 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の「積立利率変動型個人年金保険」などの積立利率変動型の個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。														
積立利率保証期間	3年、5年、6年、10年、(1年※) ※積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 *ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。															
契約年齢	<table><tr><th colspan="4">積立利率保証期間</th></tr><tr><td>3年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>10年</td></tr><tr><td>0～87歳</td><td>0～85歳</td><td>0～84歳</td><td>0～80歳</td></tr></table> *ご契約時における被保険者の満年齢				積立利率保証期間				3年	5年	6年	10年	0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳
積立利率保証期間																
3年	5年	6年	10年													
0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳													
年金種類	● 確定年金(3～7 年・10 年・15 年・20 年・25 年・30 年・35 年・40 年) ● 死亡時保証金額付終身年金 ● 10 年保証期間付終身年金 ※年金の支払にかえて、年金原資額を一括で受取ることができる制度(年金原資額の一時支払)もあります。															
付加できる特約	● 円貨支払特約 ● 死亡給付金等の年金払特約															
諸費用	この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。この他に米ドルのお取扱いに必要となる費用をご負担いただくことがあります。 <ご契約時> <table><tr><td>契約時費用</td><td>基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2. 5% (積立利率保証期間 5年)3. 5% (積立利率保証期間 6年)4. 0% (積立利率保証期間10年)6. 0%</td></tr></table> <積立利率保証期間中> 直接ご負担いただく費用はありません。 <積立利率保証期間の更新時> <table><tr><td>更新時費用</td><td>積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0. 2% (積立利率保証期間 3年)1. 1% (積立利率保証期間 5年)1. 8% (積立利率保証期間 6年)2. 1% (積立利率保証期間10年)3. 6%</td></tr></table> <年金受取期間中> <table><tr><td>保険契約関係費(年金管理費)</td><td>受取年金額に対して1. 4% (「円貨支払特約」を付加した場合は1. 0%)</td></tr></table> * 保険契約関係費(年金管理費)は 2010 年8月現在の数値であり、将来変更することがあります。				契約時費用	基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2. 5% (積立利率保証期間 5年)3. 5% (積立利率保証期間 6年)4. 0% (積立利率保証期間10年)6. 0%	更新時費用	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0. 2% (積立利率保証期間 3年)1. 1% (積立利率保証期間 5年)1. 8% (積立利率保証期間 6年)2. 1% (積立利率保証期間10年)3. 6%	保険契約関係費(年金管理費)	受取年金額に対して1. 4% (「円貨支払特約」を付加した場合は1. 0%)						
契約時費用	基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2. 5% (積立利率保証期間 5年)3. 5% (積立利率保証期間 6年)4. 0% (積立利率保証期間10年)6. 0%															
更新時費用	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0. 2% (積立利率保証期間 3年)1. 1% (積立利率保証期間 5年)1. 8% (積立利率保証期間 6年)2. 1% (積立利率保証期間10年)3. 6%															
保険契約関係費(年金管理費)	受取年金額に対して1. 4% (「円貨支払特約」を付加した場合は1. 0%)															

諸費用	＜「円貨支払特約」により、円貨で年金額などをお受け取りになる場合の費用＞ 「円貨支払特約」により米ドル建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨に換算してお受け取りになる際には、下記のとおり円貨に換算する為替レートに為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。対顧客電信売買相場仲値(TTM)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。 <table border="1" data-bbox="416 297 1417 371"> <tr> <td>「円貨支払特約」により、円貨で年金額などを 受け取る場合の為替レート</td><td>三菱東京 UFJ 銀行の TTM-50銭</td></tr> </table> * 上記の為替レートは、2010 年8月現在の数値であり、将来変更することがあります。	「円貨支払特約」により、円貨で年金額などを 受け取る場合の為替レート	三菱東京 UFJ 銀行の TTM-50銭
「円貨支払特約」により、円貨で年金額などを 受け取る場合の為替レート	三菱東京 UFJ 銀行の TTM-50銭		

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

- この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整(※)を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
 - 繰上げ年金開始をした場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。
- (※)市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

【為替リスクについて】

- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など(以下「年金原資額など」といいます。)がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【外貨のお取扱いにかかる費用について】

- 保険料を米ドルでお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを米ドルでお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。
- * 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」を必ずお読みください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C22F0081(H22.9.28)